

東京都・山梨県及び関東各県以外の
ゆうちょ銀行・郵便局を御利用の
特別徴収義務者の方へ

特別徴収税額の納入に関東1都7県(埼玉、東京、神奈川、千葉、群馬、栃木、茨城、山梨)以外のゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合は、金融機関の指定をしなければなりませんので、右の「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行店名・郵便局名を記載し、当初納入される際に、そのゆうちょ銀行及び郵便局に提出してください。

なお、翌年度以降も引き続き同一のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、改めて提出する必要はありません。

また、関東1都7県のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は提出の必要はありません。

指 定 通 知 書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 様
郵便局長

埼玉県小鹿野町長
(公印省略)

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定により、町民税及び県民税の特別徴収税額の納入取扱店(局)に指定しましたので通知します。

- | | | |
|----|----------|-------------------------------|
| 1. | 認可又は承認番号 | 貯 営 五 第 3 6 号 |
| 1. | 口座番号 | 0 0 1 2 0 - 7 - 9 6 0 3 6 8 号 |
| 1. | 加入者の名称 | 埼玉県秩父郡小鹿野町会計管理者 |
| 1. | 取りまとめ局名 | 東京貯金事務センター |